ご旅行条件

ここに記載のない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

◎この旅行は、株式会社京都ホテル（以下「当社」といいます）が企画・募集し実施する旅行です。
ご旅行条件は下記によるほか、コースごとに記載されている条件、パンフレット、確定書面および当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。
◎このパンフレットは、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面、および同法第12条の5に定める契約書面の一部になります。

1.旅行のお申し込みと契約の成立

①当社は、当パンフレットに記載の各旅行について、電話にて旅行契約の予約申込を受け付けます。
②旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金の一部または全額を受理したときに成立するものとします。
③旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日前までに全額をお支払いいただきます。ただし、当社が特に認めた場合は、旅行開始までに全額をお支払いいただくことも可能とします。
④お支払い方法が「振り込み」の場合はお客様の振り込み手続きが完了した時点をもって旅行契約成立とします。
⑤お申し込み時に旅行日程、宿泊、運送機関の名称が確定できない場合は、旅行開始日の前日までに決定内容を記載した確定書面をお送りします。ただし旅行開始日の7日前以降のお申し込みの場合は、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。なお、期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

2.お申し込み条件

①18歳未満の方が単独でご参加の場合は、親権者の同意書が必要です。また、15歳未満の方は保護者の同行を条件とします。
②旅行の参加に際し、特別の配慮を必要とする方は、お申し込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様のご負担となります。また、現地事情や運送機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、同伴者の同行を条件とするか、お客様の同意の上でコースの一部内容を変更する場合があります。
③お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態となったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要な措置をとることがあります。これに係る一切の費用はお客様のご負担となります。
④お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるときは、ご参加をお断りする場合があります。
⑤その他当社の業務上の都合で、お申し込みをお断りする場合があります。

3.旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送、宿泊、食事、観光（拝観・入場・案内等）に係る費用、諸税・サービス料、添乗員経費。
※上記諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

4.旅行代金に含まれないもの

第3項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
(a)お客様の希望により生ずる、旅行日程に含まれないその他の追加費用（拝観入場料金、食事代、交通費等）、(b)クリーニング料、通信料金、その他個人的性質の諸費用およびそれに伴う税・サービス料、(c)傷害、疾病に関する医療費（傷害、疾病保険料等）、(d)ご自宅から集合・解散地までの交通費、(e)旅行開始日前日、旅行終了日以降の宿泊費

5.旅行契約内容・旅行代金の変更

①当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することがあります。
②著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は、旅行代金を変更することがあります。増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知します。減額する場合は運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。

6.お客様の交替

お客様は当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。ただし、利用運送機関、拝観入場施設等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

7.旅行開始前の解除
（お客様による旅行契約の解除および払い戻し）

①お客様は次の表に掲げる取消料を支払って旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は当社の営業時間内にのみお受けいたします。
②お客様のご都合でお申し込みの旅行の旅行開始日やコースの変更をされるときは、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を申し受けます。

解除期日		取消料	
		日帰り旅行	日帰り旅行以外
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	20日目～11日目	無料	旅行代金の 20%
	10日目～ 8日目	旅行代金の 20%	旅行代金の 20%
	7日目～ 2日目	旅行代金の 30%	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日		旅行代金の 40%	旅行代金の 40%
旅行開始日当日（旅行開始前）		旅行代金の 50%	旅行代金の 50%
旅行開始後または無連絡不参加		旅行代金の 100%	旅行代金の 100%

③次の場合は取消料はいただきません。
(a)契約内容が変更されたとき。ただしその変更が、第16項の「変更補償金の支払い対象となる変更」に該当するものに限ります。(b)第5項の規定に基づき、旅行代金が増額されたとき。(c)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。(d)当社がお客様に対し、確定書面を第1項⑤に定める期日までにお渡ししなかったとき。(e)当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

8.旅行開始前の解除
（当社による旅行契約の解除および払い戻し）

①当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。この場合は既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しいたします。
(a)お客様が、当社があらかじめ明示した旅行参加の条件を満たしていないことが明らかになったとき。(b)お客様が病気、必要な介助者の不在、その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。(c)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。(d)お客様の人数が、各コースに表示する最少催行人数に達しなかったとき。この場合当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目（日帰り旅行は3日目）にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。(e)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
②お客様から当社所定の期日までに旅行代金をお支払いいただけない場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。この場合は第7項①に定める取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

9.旅行開始後の解除
（お客様による旅行契約の解除および払い戻し）

①お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
②お客様の責に帰さない事由により確定書面に沿った旅行サービスの提供を受けられないときには、お客様は当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除できます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分をお客様に払い戻しいたします。

10.旅行開始後の解除
（当社による旅行契約の解除および払い戻し）

当社は次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
(a)お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。(b)お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、その他の者による当社の指示に従わず、または他のお客様に対する暴行、脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。(c)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。

11.払い戻し

当社は、旅行代金の減額や旅行契約の解除により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じた場合は、旅行開始前の解除については解除の翌日から起算して7日以内に、減額または旅行開始後の解除については旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻します。

12.旅程管理等

①当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。
(a)お客様が旅行中に旅行サービスを受けることができないおそれがあるときは、募集型企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。(b)前項の措置を講じたにも関わらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。また、変更後の旅行サービスが当初のものと同様となるよう、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
②お客様は、旅行開始後終了までの間において団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

13.当社の責任

①当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
②お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、第13項①の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
③当社は、手荷物について生じた第13項①の損害については、1名あたり15万円を限度（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。）として賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限ります。

14.お客様の責任

①お客様の故意または過失により当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
②お客様は、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
③お客様は、旅行開始後において契約書面に記載された内容と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときには、旅行地において速やかにその旨を当社または当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

15.特別補償

当社は、第13項①の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款の特別補償規程で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、生命、身体または手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金、通院見舞金および携行品損害補償金を支払います。なお、当社はこの特別補償規定に基づく保険金を支払う保険に加入しているため、補償金または見舞金が保険会社より支払われることがあります。

16.旅程保証

①旅行日程に下表に掲げる変更（次に掲げる事由による変更を除きます。(a)天災地変、(b)戦乱、(c)暴動、(d)官公署の命令、(e)運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、(f)当初の運行計画によらないサービスの提供、(g)お客様の生命または身体の安全確保のために必要な措置、(h)第7項から第10項までの規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更）が行われた場合は、旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、サービス提供の日時および順序の変更は対象外となります。
②当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対し、1旅行につき旅行代金の15%を限度とします。ただし、変更補償金の額が千円未満の場合は、当社は変更補償金をお支払いしません。
③当社はお客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービス提供をもって補償を行うことがあります。
④当社が本項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について第13項①の規定に基づく責任が明らかになった場合には、当社が支払うべき損害賠償金と既に支払った変更補償金との差額を支払います。

変更補償金の支払い対象となる変更	1件あたり率（%）	
パンフレットまたは確定書面に記載した･･･	旅行開始前	旅行開始後
(1)旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3.0
(2)入場する観光地または観光施設（レストランを含みます）、その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
(3)運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更（変更後の合計金額が当初の合計額を下回った場合に限ります）	1.0	2.0
(4)運送機関の種類または会社名の変更	1.0	2.0
(5)宿泊機関の種類または名称の変更	1.0	2.0
(6)宿泊機関の客室の種類、設備、景観、その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
(7)前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1 パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間、または確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
注2 (3)、(4)に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。
注3 (4)、(5)、(6)に掲げる変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
注4 (4)、(5)、(6)に掲げる変更が1乗車船等または1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等または1泊につき1件として取り扱います。
注5 (7)に掲げる変更については、(1)から(6)までの率を適用せず、(7)によります。

17.旅行条件基準日

この旅行条件は、2026年9月1日現在の運賃・料金を基準としています。

18.個人情報の取り扱いについて

①当社は、お客様からご提供いただいた個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お申し込みいただいた旅行における旅行サービスの手配・受領のための手続きに必要な範囲内で利用いたします。また、旅行参加後のアンケートのお願いや、統計資料作成のために、お客様の個人情報を利用することがあります。
②当社は、当社の商品やサービスに関する情報をお客様に提供することがあります。
③上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の公式サイトでご確認ください。
当社公式サイト　www.kyotohotel.co.jp/

G-Pr-26-09

旅行企画・実施

株式会社 京都ホテル　ホテルオークラ京都 季節の旅 事務局

〒604-8558 京都市中京区河原町通二条南入一之船入町537-4

京都府知事登録旅行業　2-654号　総合旅行業務取扱管理者：和田悟

ご予約・お問い合わせ 9:00～17:00 日・祝日休　Phone:(075)211-5111　Fax:(075)223-5811

総合旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行に関し、係員からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく取扱管理者にお尋ねください。